

## 外国人選手の登録および外国移籍について

関東ラグビーフットボール協会

下記に定義される外国人選手を初めて日本で登録する場合は、別紙「外国人選手登録書式」を表紙として、必要書類を 6 月末日までに、都道府県協会経由で関東協会に提出してください。手続きが行われない場合、選手個人登録をしても、試合に出場することはできません。

(外国人選手登録についての詳細は「関東ラグビーフットボール協会年鑑平成 19 年度」P.23 を参照してください。)

### I 外国人選手の定義 (第 92 条)

- (1) 外国人選手とは、在留資格並びに在留期間のある外国籍の選手をいう。
- (2) 日本政府より特別永住権をみとめられた在日外国人は除く。
- (3) 日本の義務教育修了者で引き続き日本に在留している在日外国人は除く。
- (4) 大学の外国人選手は、第 65 条(チーム登録種別)に規定する正規の大学生として入学し、引き続き日本に居住し、部員として活動をしている場合も外国人選手と見なす。
- (5) 高校生の場合も前項に準ずる。

### II 外国人選手登録手続き (第 96 条より抜粋)

- (1) 所属する企業・法人との雇用契約書(期間 1 年以上の雇用契約書)、所属クラブとのクラブ員契約書等(期間 1 年以上の契約書)
  - (2) 在留資格認定書
  - (3) パスポート、ビザ
  - (4) 外国人登録証もしくは、その交付予定期間指定書
  - (5) 母国協会の移動許可
  - (6) 第 14 章規定の育成費を請求される憂いがある選手については、母国協会またはチームの間で育成費補償に関する合意があり、受け入れチームが承知していることの誓約書
  - (7) 学生の場合は(1)の雇用契約書に代り学校の就学証明書(他は同じ)
- 2 (1)、(2)、(3)、(4)、(7)の書類は写しで可。
  - 3 選手登録が日本で最初の選手は、(5)、(6)は不要。

### III 外国協会への移籍について (第 103 条より抜粋)

日本の協会に登録している選手が海外の協会に登録しようとする場合(留学先のチームの一員として試合に出る場合も含む)は、所属協会に移動許可(IRB CLEARANCE)を申請する。

- 2 書式については関東協会に確認すること。
- 3 4 月に登録後、年度内の移籍の場合は「選手個人登録抹消届」を同時に提出する。

(裏面に続く)

#### IV 次年度以降の登録および国内移籍について

外国人選手登録を済ませた選手は、次年度以降、日本人選手と同様、年度毎の個人登録を行うだけでよいが、初年度提出書類Ⅰ-(2)~(4)の期限が切れた場合は、そのつど再提出もしくは、延長・更新の証明を提出すること。

2 国内で進学・転職した場合は、個人登録の際にⅡ-(1)もしくは(7)を提出すること。